

○無罪事件等の報告について

令和3年8月27日

道本刑第2000号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
これまで無罪事件等の報告については、「無罪事件等の報告について」（平2.10.29道本
例規（刑）第46号。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、
一部内容を見直し、刑事部門で取り扱った無罪判決及び不起訴処分の報告については、令
和3年9月1日から、次により実施することとしたので、所属職員に周知の上、適正な運
用を図られたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

第1 改正の趣旨

みだしのことについては、警察庁からの事務連絡に基づく報告を要する事件等の変更
を踏まえ、道警察における報告対象事件を整理するとともに、報告要領を簡略化するこ
とで、業務の合理化を推進しつつ、今後の捜査に資する教訓事例等を効果的に収集、活
用することを目的として旧通達について所要の見直しを行うものである。

第2 報告対象事件

- 1 無罪判決が出された事件（少年事件における「非行なし」を理由とする不処分決定
及び審判不開始決定を含む。以下「無罪事件」という。）
- 2 不起訴処分のうち「嫌疑なし」の処分がなされた事件（以下「嫌疑なし」という。）
- 3 2の事項以外の不起訴処分がなされた事件のうち、捜査上の教訓を得た事件（捜査
の瑕疵又は捜査手続に関する指摘を受けたものなど、今後の捜査に資すると認められ
る事件。以下「捜査上の教訓を得た事件」という。）
- 4 困難な立証に成功した事件

第3 報告要領等

1 無罪事件の報告

警察署長（以下「署長」という。）は、捜査した事件が報告対象事件のうち、無罪
事件に該当するときは、「無罪事件結果報告書」（別記第1号様式）により、直ちに報
告するものとする。

2 嫌疑なし及び捜査上の教訓を得た事件の報告

署長は、捜査した事件が報告対象事件のうち、嫌疑なし及び捜査上の教訓を得た事
件に該当するときは、「不起訴事件結果報告書」（別記第2号様式）により、遅滞なく
報告するものとする。

3 困難な立証に成功した事件の報告

署長は、捜査した事件が報告対象事件のうち、困難な立証に成功した事件に該当するときは、「困難な立証に成功した事件結果報告書」（別記第3号様式）により、速やかに報告するものとする。

4 報告要領

署長は、捜査した事件が報告対象事件に該当するときは、警察本部の当該事件の主管課長（以下「本部主管課長」という。）を通じて刑事部長に報告するものとする。

なお、本部主管課長は、札幌方面以外の署長から報告を受けた報告対象事件について、当該方面本部捜査課長（以下「本部捜査課長」という。）を通じて方面本部長に参考通報するものとする。

第4 警察本部等の措置

1 警察本部刑事企画課長（以下「刑事企画課長」という。）への報告

本部主管課長は、報告対象事件を認知したときは、別記第1号様式ないし第3号様式の写しにより、遅滞なく刑事企画課長に報告するものとする。

2 警察本部長への報告

(1) 署長から報告を受けた本部主管課長は、無罪事件及び嫌疑なしに該当する事件は全て、捜査上の教訓を得た事件は刑事企画課長と協議の上、必要があると認めた事件を警察本部長に報告するものとする。

(2) 刑事企画課長は、警察本部長に報告された事件について、警察庁刑事企画課長に報告するものとする。

第5 無罪事件等の分析・検討結果の報告

1 本部主管課長、本部捜査課長及び署長は、報告対象事件のうち、必要があるものについては、速やかに当該事件の捜査・公判記録に基づき、検討会を開催するなどして分析・検討を行い、その結果を「無罪事件検討結果報告書」（別記第4号様式）、「不起訴事件検討結果報告書」（別記第5号様式）又は「困難な立証に成功した事件検討結果報告書」（別記第6号様式）により、第3の4の事項に従って報告するものとする。

2 本部主管課長は、無罪事件等の分析・検討結果を刑事企画課長に報告した上で、警察本部長に報告するものとし、また、刑事企画課長は、無罪事件等の分析・検討結果を警察庁刑事企画課長に報告するものとする。

第6 記載上の留意事項

別記様式の作成に当たっては、次の事項に留意の上、当該様式に従って作成すること。

1 「罪名」欄については、起訴罪名を記載すること。

なお、「不起訴事件結果報告書」の罪名については、送致罪名を記載すること。

- 2 「被告人（被疑者）・被害者」の「特記事項」については、被告人（被疑者）・被害者と事件との関係又は事件の背景・事情を明らかにする上で参考となる事項を記載すること。

例えば、暴力団関係、精神障害等の有無、被告人（被疑者）・被害者の関係、健康状態・性癖等を記載すること。

- 3 無罪事件結果報告書の「争点」欄については、当該公判における主な争点について簡潔に記載すること。

例えば、自白の任意性・信用性、被害者供述の信用性、共謀事実の有無、アリバイ成立の有無、殺意の有無、現金授受の趣旨（賄賂性）等の事項を記載すること。

また、「判決結果」欄には、起訴罪名中の一部が無罪となった場合には、当該有罪結果についても記載し、「無罪理由」欄については、判決で指摘された無罪理由（警察捜査に対する違法性など指摘の有無及びその内容を含む。）を要約して記載すること。

なお、報告にあつては、判決書の写しを入手している場合には、判決書の写しを添付し、判決書の写しを入手することができなかった場合には、入手後、速やかに別途報告すること。

- 4 不起訴事件結果報告書の「不起訴理由」欄の「捜査上の反省・教訓」については、指摘された捜査の不備、不起訴理由等に関して、当該事件の捜査状況を踏まえた反省・教訓事項を記載すること。
- 5 無罪事件検討結果報告書の「公判状況」欄の「裁判結果」については、例えば、「一審2.11.28〇〇地裁懲役5年（被告人公訴）、二審3.10.21〇〇高裁無罪」等というように記載すること。
- 6 各欄の記載に当たっては、必要により別紙を用いるなどして適切に作成すること。

※ 別記様式は省略